

健康危機対処計画に係る関連法令条文等（抜粋）

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県行動計画）

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

（予防計画）

第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。）を定めなければならない。

○ 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生労働省告示第 374 号）

※最終改正：令和 5 年 3 月 27 日厚生労働省告示 86 号

第一 地域保健対策の推進の基本的な方向

二 地域における健康危機管理体制の確保

1 健康危機管理体制の確保

都道府県、政令市は、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書を作成するとともに、これらの手引書、「感染症法」に基づく予防計画、「特措法」に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、各保健所及び地方衛生研究所等において健康危機対処計画を策定する必要がある。

（略）

保健所設置市等以外の市町村は、健康危機発生時に、当該保健所設置市等以外の市町村を管轄する保健所と協力して生活環境の整備や、地域住民への情報提供、知識の普及等の業務を実施できるよう必要な準備を行う必要がある。

また、保健所設置市等以外の市町村は、健康危機管理の対応について定めた手引書を作成する必要がある。当該手引書は、当該保健所設置市等以外の市町村を管轄する保健所の協力を得ながら、当該保健所が策定する健康危機対処計画を踏まえ、作成する必要がある。